

第 17 回特定外来生物等専門家会合（全体会合）議事概要

1. 日時 2025 年 10 月 28 日（火）10：00～11：40
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者（敬称略）
 - （委員）村上興正（座長）、石井信夫、石井実、岩崎敬二、岡敏弘、角野康郎、小林達明、芝池博幸、戸田光彦、成島悦雄、細谷和海、森本信生、藤井伸二
 - （環境省）自然環境局長 堀上勝、野生生物課長 川越久史、外来生物対策室長 中島治美、室長補佐 千葉康人、係長 田口知宏
 - （農林水産省）大臣官房みどりの食料システム戦略グループ課長補佐 長山和樹
 - （水産庁）資源管理部管理調整課長補佐 鶴澤麗、増殖推進部栽培養殖課長補佐 丸茂亮太、係員 稲田圭佑、漁場資源課長補佐 松井恵子

4. 議事概要

【運営方針の変更について】

（環境省から資料 1 を説明）

- ・（委員全員）運営方針の変更について、異議なし。

【特定外来生物等の選定について】

（環境省から資料 2-1、2-2、3 について説明。細谷委員より、魚類グループ会合での議論を補足。）

- ・（戸田委員）指定すべきと考える。特定外来生物に指定するにあたり、防除も考慮すべきだ。提案種は、管理されながらも利用されている種、野外で確認されている種がいる。優先順位をつけて防除すべきと考えるが、どれから優先して対策すべきか、ご意見いただきたい。

（細谷委員）まずは特定外来生物に指定し、移動・流通を制限すべきだ。ロングイヤーサンフィッシュは国土交通省、魚類学会、水資源機構が連携して対策を行っている。指定されたら、国土交通省の管理するダムでは釣り禁止やリリース禁止にし、市町村レベルでは市民を交えた駆除活動を丁寧に行うことが望ましい。まずはレッテル貼り、次に国の施策、3 番目に市民を交えた駆除活動を丁寧に行うことが重要であるとする。

（戸田委員）指定して終わりではなく、対策はそこから始まる。指定をスタートとして、普及啓発やモニタリングの実施が重要である。

- ・（岩崎委員）指定の構造について、今回は 2 種と 2 属の指定だ。他の分類群を含め、特定

外来生物への指定を検討する際には、同属内で同じような生態をもつことが分かっているのであれば、予防的に属全体を指定するような方針でもよいのではないか。また、オオクチバス属全種をなぜ特定外来生物に指定しないのか。日本に属レベルで複数種侵入しており、同じような生態であるならば、属レベルで予防的に特定外来生物へ指定することが妥当と考える。

(成島委員) 分類群によって状況は異なるので、属指定の考えをすべての分類群に当てはめることは乱暴ではないか。

(岩崎委員) 今の話の前提として、属レベルである程度同じような生態を持つことが明らかであることだ。外国で被害の事例がないものについては指定しないことがあったと思う。

(角野委員) 属指定は慎重に検討するのがよいと考える。

(藤井委員) 属指定について、同定が困難な種もいるので、属指定したとしても指定の効果があるのかは疑問である。同定が困難なため流通名の信ぴょう性が疑われる種もいる。

(岩崎委員) 属指定について、同属で似通った生態を持った種のうち、海外で被害がないため属指定を見送られたケースがあった。海外で被害がなくとも、属内で同様の生態が知られており、十分生態系影響が懸念されるのであれば属レベルでの指定を検討すべきという趣旨である。同定困難や属内での生態が異なる場合を含むという想定していない。

(環境省) 属指定に関し、参考資料1基本方針のp2にお示ししている通り、原則種単位で指定、必要に応じて外来生物の生態的特性等から特に予防的観点から有効な場合には属や科で選定することも可としている。専門家の知見を基にご意見いただき、判断していきたい。

(細谷委員) 岩崎委員と同意見で、オヤニラミ属、ブルーギル属は生態系被害防止の観点で、これらは魚食性という共通点があるから属指定とした。マーレーコッド、ゴールドンパーチは根拠がないため同属他種は未判定外来生物としているが、いずれも魚食性があり、同属他種も食生態が大きく変わるものでもないと考えられるので、いずれは属指定となる可能性も考えられる。

・(石井実委員) 特定外来生物への指定について賛成だ。一部は個人飼育されているようだが、指定することで野外放出が懸念される。飼育数ほどの程度であり、野外放出される可能性はないのか。それをどう防ぐのか。

(細谷委員) ロングイヤーサンフィッシュとパンプキンシードサンフィッシュは観賞魚として流通しており、飼育者もいるが、アカミミガメやアメリカザリガニほどではない。放出される可能性はあるが、天秤にかけたときに早急に特定外来生物に指定するほうが保全生態学的にもよいと考える。

・(岡委員) 指定された場合に飼育していた場合、許可は必要か。

(環境省) 愛玩目的に飼育することで申請してもらい、許可を取る必要がある。

・(岡委員) マーレーコッド、ゴールドンパーチは過去に指定への検討がなされたはずだが、見送られた。なぜ指定しなかったのか。またその後情勢が変わったということか。

(環境省) 当初は原産地のオーストラリアでは保護されている地域もあり、流通量も少なく日本に侵入しても定着する可能性は低いと考えられ指定から外れた。現在は観賞魚としての国内流通量も増え、一部管理釣り場での利用がされるようになり、社会的情勢が変わった。

(細谷委員) オーストラリアでも保護されている地域もある一方で、オーストラリア内でも遊漁として一般的になり、ダブルスタンダードの状況である。その間に日本国内では、管理釣り場で利用されるようになり、野外逸出の可能性が高くなり、早急に指定すべき段階となったと考える。

- ・(岡委員) 許可を取れば利用を続けることができるのか。また引き続き輸入しながら管理釣り場を続けることにも許可が下りるのか。

(環境省) 現在飼養しているものは許可が下りれば飼養できるが、事例ごとの個別判断となるためお答えしかねる。

- ・(村上座長) 観賞魚が野外に放たれることについて、環境省は何か規制を行っているのか。

(環境省) 特定外来生物に指定されれば輸入、飼養等、放出などが原則禁止される。未判定外来生物に関しては、輸入が禁止され、輸入の届出があった場合には申請があつてから6か月以内に輸入の判定が行われる。

(村上座長) 未判定外来生物に指定される前に、国内に観賞魚として侵入していたということか。

(環境省) 例えばブルーギル属の中に未判定外来生物になっているものについては、未判定外来生物に指定されるより前に国内に輸入されており、現在に至っていると考えられる。

(細谷委員) マーレーコッド、ゴールドンパーチは未判定外来生物でなかったが故に、管理釣り場に導入されたのではないかと考える。

- ・(石井信夫委員) 特定外来生物の候補、未判定外来生物の掲載方法については異存ない。今回は環境省発案で指定検討に至ったが、この会合は毎年定期的には開かれるものではない。この会合は指定検討がされる際に開かれるのか。毎年こういった検討をする場がないと認識しており、候補のない期間に開催するのは難しいかもしれないが、ある程度定期的に指定すべき種がないか確認する機会を設けたほうが良いだろう。

(環境省) 今回の発意についてはご指摘の通り環境省だ。地方公共団体や学会等から要望などいろいろな情報収集の中で、適当な種があれば案を作成して分類群ごとの会合および全体会合を開催する。一方来年には、生態系被害防止外来種リストが改定されるので、各分類群で定期的な指定検討も必要と考えているところだ。

- ・(岡委員) 被害の事例に、「その他社会的被害」の項目があるが、法律上および基本方針において考慮する必要はなく、違和感がある。法律上では身体生命の被害とあるので、そちらを記すほうが法律の体系と整合性がとれるので適切と考える。

(環境省) ご指摘の通り、基本方針にはない項目だ。違和感があるということであれば今後の示し方は検討したい。

(岩崎委員) ヒアリやゴケグモなど、いるかもしれないといった社会的被害はあると思う。

法律には書いていなくとも資料の中に含めることは注意喚起として有効ではないか。

(岡委員) 心理的なものを根拠にしない法律になっていると思う。起こると予想される根拠がある場合は書くべきだと思う。

(細谷委員) 外来生物に係る情報ということでまとめているが、「その他の社会的被害」という言い方が正しいかはわからないが、情報としては納税者を説得するために身体や漁業被害以外にも、伝統的なタナゴ釣りやモロコ釣りといった文化的棄損があることを記してもよいと考える。

- ・(森本委員) いずれも農林水産業被害はないとある。証拠がないのだろうが、魚類グループ会合においては農林水産業被害への懸念が示されている印象を受ける。生態系被害では、文献上で懸念の旨が書かれている場合がある農林水産被害についても、懸念の段階で書きこむことは可能か。

(環境省) 特定外来生物の選定においては被害や懸念の文献等があるもののみを記載している。

(環境省より、資料4について説明。)

- ・(細谷委員) 標準和名については魚類学会のガイドラインがあるが、科名や属名には無い。イクタルルス科では生物のイメージがつかないので、「アメリカなまず科」でよいだろう。本種はかつてメリケンネコウオとも呼ばれていた。なお、一部ひらがなが入ることには違和感がある。

(環境省) 法令で記載する上でのルールがあるため、「アメリカなまず科」でご容赦いただきたい。

- ・(委員全員) 『*Lepomis* 属 (ブルーギル属) 全種 (※既に特定外来生物に指定されているブルーギル (*Lepomis macrochirus*) を除く。※属内の交雑種含む。)]、『マーレーコッド (*Maccullochella peelii*)』、『ゴールデンパーチ (*Macquaria ambigua*)』、『*Coreoperca* 属 (オヤニラミ属) に属する種のうちオヤニラミ (*Coreoperca kawamebari*) 以外のもの』を、資料2-2の「評価の理由」に基づき、特定外来生物に指定すべき、“イクタルルス科”を“アメリカなまず科”に修正する、との結論について、異議なし。

【その他】

- ・(環境省) 久しぶりの全体会合開催のため、ご自身の専門分類群を中心に問題となっている種があれば、ご意見いただきたい。
- ・(戸田委員) 台湾では外来両生爬虫類のブラウンアノールやオオヒキガエルが高密度で生息している地域もある、住民参加型の防除を進めているようだ。一方で、台湾にホンコンシロアゴガエルやオンシツガエルも侵入してきたことが分かった。日本未定着のものが

海外で同分布を拡大しているのかや、日本の近くにも侵入してきており、その地域が日本と近い気候なのかどうかなども含め情報収集したほうが良いだろう。地域性や近年の拡大状況を確認したうえで侵入防止の考え方は大切だと思う。

- ・（芝池委員）新しい外来種リストの産業管理外来種についてわかれば教えてほしい。関係するリードカナリーグラスとクサヨシの研究をしている。

（環境省）産業管理外来種は植物では増加、魚類では減少する見込みだ。参考資料 3 では、今回検討に関連する魚類のみを示した。今回このリスト自体にご意見いただきたいわけではない。新しいリストの検討状況は公開しているので、そちらをご確認いただきたい。

（小林委員）リードカナリーグラスは産業管理外来種として新リストで上げている。

- ・（芝池委員）今回の資料に魚類の検知には環境 DNA を使用とあるが、国交省の水辺の生き物調査も環境 DNA を用いていると思う。その情報も活用しているのか。そこに外来種も検出されるのではないかと考えている。

（環境省）参考になっている。

- ・（環境省）4 種類（ブルーギル属間の交雑種含む）の特定外来生物への指定およびイクタールルス科の科名変更について専門家会合の了承を得た。来年度以降をめどに公布および施行の手続きを進めていく。

以上